

令和2年第6回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月12日（金）午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	〔欠員〕
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第30号 農用地利用配分計画の承認について

議案第31号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第32号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

議案第33号 五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選考について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤坂 和 浩 君
総務班長	黒沢 満 尋 君
主 幹	川村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第6回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日は、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番 高村國昭委員と18番 三浦房雄委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

事務局（黒沢） 6月2日、農業経営改善計画認定審査会に出席いたしました。今回、審査を受けた方が3名で、3名とも認定されております。地区別に言いますと上市川地区の人が1名、倉石中市の人が

1名、倉石又重の人が1名の合計3人となっております。
以上です。

議長（岩井） 発言のある方は、よろしいですか。

19番（中川原） 家族経営協定の議決、これは何人、何家族ございました。

事務局（川村） 締結者は、倉石又重地区の御夫婦1組です。

議長（岩井） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の通知書について説明させていただきます。
今月の通知は2件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

農地法第18条第6項に規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告いたします。

1番、大字手倉橋字高田、田、面積は●●m²です。解約の理由は、賃借人は畑作主体の農家です。世帯員の労働力不足により、稲作まで手が回らなくなったため解約するものです。労働力不足のため、去年から作付けしていないそうですが、解約の届け出が現在になったものです。

2番、大字倉石石沢字大面2筆、字山辺沢2筆、樹園地、計4筆、面積は、●●m²です。解約の理由は、賃借人から独立する法人組織が新たに借り受けるため解約するものです。 以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

14番（北村） 1番の●●●●さんと言えはたばこやっている人か。

事務局（川村） はい。そうです。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいでしょうか。
特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、2番 大沢トモ子委員と9番 佐々木喜克委員でございます。
調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） 議案第28号、それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の2ページ、参考資料の7ページを御覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。

今月の許可申請は、1議案2件です。

1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番は、売買による所有権移転に関する件です。

1番、大字切谷内字菖蒲川後、5筆、字段ノ越、6筆、田、計11筆、面積は●●㎡です。

2番、大字倉石石沢字下川原、1筆、字砂地平、3筆、字平山、2筆、田、計6筆、面積は●●㎡です。

1番、2番共に別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

共に、経営の安定化、規模拡大、作業の効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

御参考までに、売買価格をお知らせします。

2番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、佐々木喜克委員から調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木喜克調査委員 座ったままで失礼します。

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の2ページ、議案第28号と参考資料の7ページを御覧ください。6月5日に岩井会長と大沢トモ子委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢で作付けができなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻とそばを作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は同じ集落で、当該農地が隣同士であり、譲渡人は管理ができなくなったため、話し合いの中で、譲受人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、水稻やにんにく及び長いもの種子を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席へ戻る。)

議長(岩井) 次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは議案書の 4 ページ、議案第 29 号を御覧ください。
五戸町長より令和 2 年 5 月 25 日付け、五農林第 97 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 4 件で合計面積は●●㎡です。

では、1 番から御説明いたします。1 番の農地は町有地になります。所在は、大字倉石中市字上平、現況畑が 1 筆で、面積は●●㎡、こちらは 3 年間の賃貸借で、賃借料は 10 a 当たり●●円となります。

2 番の農地の所在は、大字扇田字五郎田の田が 2 筆で、面積は●●㎡、5 年間の使用貸借となります。

3 番の農地の所在は、字姥堤の田が 1 筆、面積は●●㎡、こちらは、3 年間の賃貸借で、賃借料は年●●となります。

4 番の農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢の畑が 2 筆、面積は合計で●●㎡、5 年間の賃貸借で、賃借料は 10 a 当たり●●円となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たしていると考えます。

以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番(竹原) 5 ページの 4 番ですけれども、利用権を設定する方

が、●●●●といえば大学沢の所の苗木屋、いわゆる苗木植付けですが、
ちなみに苗木の品種は何ですか。

事務局（黒沢） ちょっとそこまで何を育てているのか聞いていませんでした。
けれども果樹が多いと思われます。

8 番（竹原） 聞く機会があったら教えてください。

13 番（鳥谷部） ●●●●は法人けれども、理事となっているけれど
も、理事長とか代表権がある人か。

事務局（黒沢） ●●●●さん。出された書類を見ますと●●●● 理事
●●●●となっております。

議 長（岩井） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしま
した。

議 長（岩井） 次に、議案第 30 号「農用地利用配分計画の承認について」を
議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 6 ページ、議案第 30 号を御覧ください。
農用地利用配分計画の承認についてでございます。
1 番の農地の所在は、大字切谷内字荒田ノ下が 2 筆、字大森

下川原が1筆、合計3筆、地目は田になります。面積は合計で●●
㎡、こちらは2年間の使用貸借となります。

2番の農地の所在は、大字倉石石沢字境の畑が1筆、面積は●●
㎡、こちらは10年間の賃貸借で賃借料は年に●●円となります。

3番の農地の所在は、大字倉石中市字中市下川原の田が3筆、面
積は合計で●●㎡、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●
円です。

4番の農地の所在は、大字倉石中市字田尻の田が1筆、面積は、
●●㎡、10年間の賃貸借になります。賃借料は10a当たり●●
円です。 以上です

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番（北村） 1番の存続期間、2年となっているが、5年や10年はあるけれども2年というのは何か理由があるのか。何か基準というのがあるのか。何年以上とか。

事務局（黒沢） それは無いと思いますが、こちらは中間管理機構の関係ですので、担当課が農林課であるので、農林課で作った資料ですので、後で確認しておきます。

7番（中里） 先ほどと同じようなことですがけれども中間管理機構の使用貸借や賃貸借はけっこう実績があるものですか。使用貸借というのはあまり聞いたことがなかったので。

事務局（黒沢） 賃貸借の方がかなり多いと思いますけれども中には使用貸借で結んでいる人もあります。

議 長（岩井） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第31号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) それでは議案書の8ページ、議案第31号と参考資料の15ページを御覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1議案、1件です。

1番の大字倉石中市字下屋敷、字水上の畑、5筆について、令和2年5月27日、所有者から申し出があり、労働力不足により耕作できなくなったため、40年以上前に先代が杉を植林、また、40年以上耕作しておらず自然荒廃し、農地に復元することが困難となった土地です。

令和2年6月5日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。5筆、●●m²です。以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長(岩井) よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。

議案第31号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 31 号は非農地と判断することに決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 32 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の 9 ページ、議案第 32 号を御覧ください。
農業委員会事務の実施状況等の公表についてでございます。
農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定を求めらるるものでございます。

〔令和元年度活動点検、評価及び令和 2 年度活動計画の説明〕

決定後は、町のホームページ及び全国農業会議所のホームページで公表いたします。説明は以上となります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14 番（北村） 13 ページの遊休農地の関係ですが、遊休農地の面積はどのようにして確認しているのか。

事務局（赤坂） これはですね、毎年農地パトロールしますが、その結果の遊休農地第 1 号、A の遊休農地の面積です。

14 番（北村） たった●●なのか

議長（岩井） 暫時休憩いたします。

（ 休憩中 ）

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。

議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 33 号「五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選考について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) それでは、議案書の 21 ページ、議案第 33 号五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選考について御説明いたします。

令和 2 年 7 月 19 日任期満了となる五戸町農地利用最適化推進委員を募集したところ、別紙のとおり応募者があったので、候補者の選考について審議を求めるものでございます。

22 ページから 23 ページまでは、応募者の氏名、性別、年齢、職業、経歴、農業経営の状況、認定農業者の有無、農業委員への応募状況、応募理由が記載されております。

今回の応募者は 16 名すべてが自薦の応募で、農地利用最適化推進委員の定数は、16 名で、定数どおりの応募人数となっております。

24 ページを御覧ください。地区ごとの応募人数でございます。

応募者の欠格事由について調査いたしましたが、16 名全員欠格事由に該当する応募者はございませんでした。

現職 9 名、現農業委員 1 名、新人 6 名で地区毎の定数につきましても、定数どおりの応募となっております。

このため、「五戸町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第 7 条の規程により選考委員会での選考を経ずに、この 16 名の候補者を令和 2 年 7 月 20 日開催予定の新農業委員会組織会による総会へ提案したいと考えております。説明は以上となります。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 農業委員には、認定農業者何名以上とか決まりがあるが、推進委員にも何名以上とかというのはないのか

事務局（赤坂） 推進委員についてはその決まりはないです。

議 長（岩井） そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 2 年第 6 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年6月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員